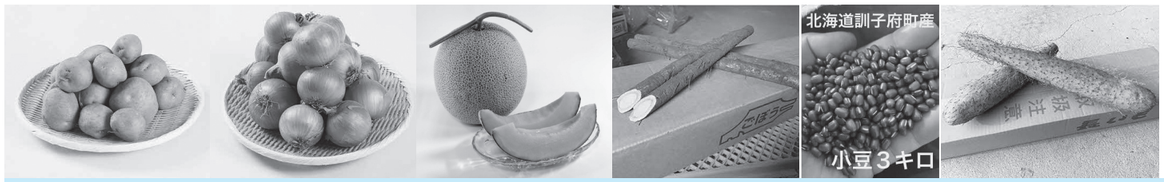

くんねっぷを元気にする ～ふるさと納税～

ふるさとおもいやり寄付制度（ふるさと納税）は、市町村のまちづくりに共感していただける方やふるさとを思う方たちに「寄付」という形でまちづくりに参加していただき、まちづくりへの思いを実現につなげる制度です。

ふるさとおもいやり寄付制度（ふるさと納税）とは

自分の選んだ自治体（市町村）に寄付（ふるさと納税）を行った場合に、寄付額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除されます。（一定の上限があります）

控除を受けるためには、原則としてふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要がありますが、ワンストップ特例制度を利用し、各自治体に申請することで確定申告が不要となります。

※町内にお住まいの方も本町にふるさと納税をすることはできますが、返礼品贈呈の対象とはなりません。

返礼品の贈呈

本町では、寄付をいただいた方に、感謝の気持ちとしてタマネギやジャガイモ、メロンなどの農産物、はちみつ、みそなどの町の特産品を贈呈させていただく取り組みを行っています。この取り組みが本町の特産品や町自体のPRになるほか、地域活性化につながることも期待しています。

現在、20の返礼品提供事業者が参加し、126種類の返礼品を贈呈しています。いずれの返礼品も総務省で定めている地場産品基準を満たし、寄付金額の3割以内の範囲で贈呈しています。

※随時、新たな返礼品や新規返礼品提供事業者を募集していますので、ご興味のある方は地域創生推進室までお問い合わせください。

寄付実績

令和6年度のふるさと納税の実績は寄付件数が3,323件、寄付金額が4,915万8,000円となり、前年度を大きく上回る寄付をいただきました。

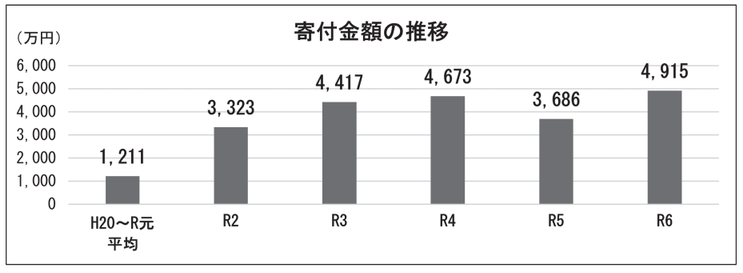

目的別寄付額と使い道

寄付者はふるさと納税をする際に、次の4つの目的への活用を指定できます。町は寄付金を「ふるさとおもいやり基金」に積み立て、目的に応じた事業に活用しています。

○令和6年度の目的別寄付金額

寄付の使い道	寄付金額
①安心して暮らせるふるさとづくり事業	3,224万8,000円
②元気な人を育てるふるさとづくり事業	851万5,000円
③豊かな環境と資源を生かしたふるさとづくり事業	652万8,000円
④その他、特色あるふるさとづくりに関する事業	186万7,000円
計	4,915万8,000円

○令和6年度に寄付金を活用した事業

安心して暮らせるふるさとづくり事業
- 訓子府福祉会補助　1,200万円
- 地域医療費報償費　1,100万円

豊かな環境と資源を生かしたふるさとづくり事業
- ブランディング支援事業補助金　300万円

元気な人を育てるふるさとづくり事業
- 北海道訓子府高等学校振興事業　730万円

その他、特色あるふるさとづくりに関する事業
- 町史編さん事業　300万円

ふるさと納税制度の趣旨にご理解を

ふるさと納税制度には、「税金の使われ方を考えるきっかけとなる」「お世話になった地域、応援したい地域への力になれる」「地域のあり方をあらためて考えるきっかけとなる」という3つの意義がありますが、近年、返礼品を目的とした寄付が増え、地域を応援するという本来の趣旨が希薄となっています。

町民の方が他市町村へふるさと納税をすることにより、本町の町民税が、町外に流出してしまいます。公共サービスの財源である町民税が減り続けると、公共サービスの持続に支障をきたす可能性があります。

ふるさと納税を検討されている皆さんには、趣旨や課題についてご理解したうえで、判断していただきますようお願いします。

本町のふるさと納税について、詳しくは右記QRより町ホームページをご覧ください▶

■問合せ　地域創生推進室（☎47-2115　役場2階　窓口11番）